

監査報告書

平成29年5月23日

社会福祉法人 大阪市住之江区社会福祉協議会

理事長 下田 三七男 様

監事 田 達清

監事 長野義美



社会福祉法第40条及び社会福祉法人大阪市住之江区社会福祉協議会定款第20条に基づき、平成28年度における監事監査を下記のとおり実施したところ、つぎのとおりであったので報告します。

記

- 1 実施日時 平成29年5月23日（火）午前9時～
- 2 実施場所 住之江区在宅サービスセンター
大阪市住之江区御崎4丁目6番10号
- 3 立会人等 事務局長 坂根 浩幸
- 4 監査結果 次のとおり

事 項	意 見	指 摘 事 項
理事の業務執行状況	適正である	
法人の財産管理状況	適正である	
法人及び施設の業務執行状況	適正である	
法人及び施設の会計状況	適正である	
その他の状況	適正である	
総 括	適正である	認定・不認定

【記載上の注意事項】

- 1 意見欄は「適正である」「概ね適正である」「一部改善を要する」等の意見を記入してください。
 - 2 不認定の場合監事は、次のことを行ってください。
 - ① 理事長に対して改善を求める。
 - ② 理事会・評議員会の開催による改善を求める。
 - ③ 大阪府等、所轄庁への報告を行う。
 - 3 細部事項について指導等がある場合は、別紙を添えて報告してください。
 - 4 監事監査報告書は、所轄庁あてと理事長あてそれぞれ原本を一部ずつ作成してください。
- ※ 印鑑は、印鑑登録印を押印してください。